



令和7年度

お茶の水女子大学部局別評価

人間文化創成科学研究科

# 自己評価書

令和8年3月



お茶の水女子大学  
Ochanomizu University

## 目次

I	人間文化創成科学研究科の現況、目的及び特徴	5
II	基準ごとの自己評価	7
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	7
基準 1-1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	7
基準 1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	9
基準 1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	11
領域 2	内部質保証に関する基準	13
基準 2-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	13
基準 2-2	【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	14

基準 2－3	【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること	19
基準 2－5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	23
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	28
基準 4－1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	28
基準 4－2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	30
領域 5	学生の受入に関する基準	35
基準 5－1	学生受入方針が明確に定められていること	35
基準 5－2	学生の受入が適切に実施されていること	37
基準 5－3	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	41
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	43
基準 6－1	学位授与方針が具体的かつ明確であること	43
基準 6－2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	45
基準 6－3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	47

基準 6 - 4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	52
基準 6 - 5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	56
基準 6 - 6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	62
基準 6 - 7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	65
基準 6 - 8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	68

## I 人間文化創成科学研究科の現況、目的及び特徴

I 現況	
(1) 学部名	お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科
(2) 所在地	東京都文京区大塚2丁目1番1号
(3) 学部等の構成	博士前期課程：比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー社会科学専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻、生活工学共同専攻 博士後期課程：比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ジェンダー学際研究専攻、ライフサイエンス専攻、理学専攻、生活工学共同専攻 関連施設：附属心理臨床相談センター
(4) 学生数及び教員数 (令和7年5月1日現在)	学生数： 博士前期課程 545 名、博士後期課程 277 名 専任教員数： 博士前期課程 179 名、博士後期課程 168 名
II 目的	
<p>本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則第2条)</p> <p>【人間文化創成科学研究科（博士前期課程）】            広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則第4条1項)</p> <p>【人間文化創成科学研究科（博士後期課程）】            高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則第5条1項)</p>	
III 特徴	

### (1) 人間文化創成科学研究科の沿革

21世紀における大学院教育を見据えて、平成19年4月に改組を行い「人間文化創成科学研究科」が設置された。人間文化創成科学研究科の発足当初から、教員は研究科内の研究院という組織に所属し、教員各自の適性・専門性などに応じて、大学院の各専攻において教育・研究に従事していた。その後、平成27年4月より、独立した教員組織として「基幹研究院」を設置し、大学院を担当する教員は、その中の人文科学系、人間科学系、自然科学系にそれぞれ所属し、人間文化創成科学研究科での教育を担当することとした。研究科には博士前期課程と博士後期課程とそれぞれに6つの専攻が設置され、前期課程から後期課程を一貫して見通すことが可能である。

### (2) 人間文化創成科学研究科の特徴

本学大学院は、専門教育・研究を通じて、高度な職業人としての女性リーダーの育成をその目的とし、COEプログラムやグローバルCOEプログラムを通じて世界的な研究・教育拠点として、女性リーダーの育成を行ってきた。さらに、大学院教育の充実と国際化に向けた、博士課程リーディングプログラムや、新たな「生活工学」の創出に向けた奈良女子大学との「生活工学共同専攻」等、先進的な大学院教育の実践を試みている。本学大学院の教育プログラムでは、専門教育の充実を図るとともに、前期課程ではコースを横断する専攻内の必修科目等を設けて、隣接領域に関する関心を高める工夫を行っている。加えて、学生の多様なキャリアパスを充実させるために、前期課程での高い専門性を活かすための就業力育成を目的としたキャリア副専攻（公務員/産学連携/消費者科学）、後期課程での企業関係者と自由に情報交換できる場の提供（ワークインプログレス）、また博士課程修了後の研究員制度（リサーチフェロー、研究院研究員、みがかずば研究員）等、社会で活躍することを目指したサポート体制が充実している。研究指導においては、専門領域の教員を主任指導とするが、隣接領域の研究者を副指導教員とすることができ、発想の転換や新しい視点の獲得に極めて有効である。また、グローバル化を重視し、海外の多くの大学と研究／教育上の協定を結び、学生・研究者の交流を高めている。さらに、本学大学院では国籍の多様な留学生の他に、日本人学生の中にも、再教育を希望してきた教員や企業・公務員などを経験した、多様な学生によって構成されている。こうした多様な学生のニーズを汲み上げて、社会人入試制度を設けている他、息の長い学習や研究の機会を確保するために、長期履修制度や学内の保育施設を利用した育児奨学金制度を設ける等、女性のライフコースを重視しながら、個々の学生の能力を伸ばし、女性リーダーの誕生を支援している。

## II 基準ごとの自己評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・学部及びその学科並びに研究科及びその専攻等の構成（教育研究組織の編成、規模内容等）が、学則等に定める大学の目的と整合性がとれていることを確認する。 ・共同教育課程については、大学間で取り交わされた協定書、運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況を確認する。</p>	<p>・自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・令和元年度以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】</p>		
	<p>・資料1-1-1-02_国立大学法人奈良女子大学と国立大学法人お茶の水女子大学の共同教育課程による区分制博士課程（生活工学共同専攻）の設置に関する協定書【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-1-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学と国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学との教育・研究交流協定書【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-1-1-04_奈良女子大学とお茶の水女子大学の生活工学共同専攻協議会規程【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-1-1-05_奈良女子大学とお茶の水女子大学の生活工学共同専攻協議会令和6年度議事録【R7.5.1現在】</p>		
【特記事項】			

基準 1 - 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">(各部署においてご判断ください)</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること  <b>【評価手順】</b> <部局> ・大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の教員を配置していることを確認する。 ※大学設置基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況を分析する。 ※大学設置基準等の別表等に示されていない学部等がある場合は、設置を申請又は届出たときの人数を基準数として確認や分析を行う。	・自己点検・評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1 【R7.5.1現在】		
	・自己点検・評価共通基礎データ 様式 1 【R7.5.1現在】		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと  <b>【評価手順】</b> <部局> ・教育研究上の基本組織ごとに、教員の年齢及び性別の構成を職種別に確認する。	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）【R7.5.1現在】		
	・資料1-2-2_教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2）		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること  
【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">（各部署においてご判断ください）</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教員の所属する教員組織（学部・研究科）及び学部・研究科における教育の担当の状況について確認する。 ・学部と大学院それぞれの教員組織における責任体制（学部であれば学部長、学科であれば学科長あるいは学科主任等）についても確認する。</p>	<p>・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-1_教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・組織体制及び責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学基幹研究院規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・責任者の氏名が分かる資料【R7.5.1現在】</p> <p>・資料1-3-1-03_教育研究評議会名簿【R7.5.1現在】</p>		
<p>[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。 ※教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第2項に定めるものをいう。</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）【規定上の開催頻度と前年度（R6年度）における開催実績】</p>		
	<p>・教授会等の運営規定等【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則 第23条【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料1-3-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学教授会規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科代議員会規程【R7.5.1現在】</p> <p>・資料1-3-2-03_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成</p>		

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	科学研究科専攻会議規程【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

## 領域2 内部質保証に関する基準

### 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教育研究上の基本組織と教育課程との関係を確認する。 ・共同教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合は、大学機関別認証評価受審のために作成又は直近年度に実施した当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を確認する。</p>	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2_教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則 4条、5条【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学学則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】		
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）【R7.5.1現在の最新版】			

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-1-2-03_生活工学共同専攻の教育課程に係る教育研究活動の状況を示す報告書【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>・基準 2-1 における質保証に責任のある体制に関する資料2-1-1-01の別表第1（第2条関係）について以下のとおり補足する。</p> <p>本学では、令和7年5月1日時点で4名の理事・副学長、3名の副学長を置いており、それぞれの重要事項において学長を補佐しており、その役割を、総務、財務、教育、学生支援、研究、国際等の諸分野に分け、理事・副学長又は副学長は、学長の指名により柔軟に複数の分野を担当している。本学の規則上では、その柔軟性に対応しつつ、担当する分野を指定することにより、どの業務に責任があるかを明確に示すため「〇〇を担当する副学長」という記述を用いており、「〇〇を担当する副学長」ごとに1名置かれていることを示すものではない。令和6年度の事例として、理事・副学長（評価・学校教育開発支援担当）は、規則上では「評価を担当する副学長」又は「附属学校を担当する副学長」が該当する。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること 【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目2-2-1】 それぞれの教育課程について、以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること （1）学位授与方針が大学の目的に則して定められていること （2）教育課程方針が大学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること （3）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・それぞれの教育課程について定めた規定に左記（1）～（3）の内容が明文化されていることを確認する。</p>	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】	再掲	
<p>【分析項目2-2-2】 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する。 ・教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第22条の8が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。 ・連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。</p>	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
・資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】	再掲		

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】		
[分析項目 2-2-4]	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4）【R7.5.1現在】		
内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用主から意見を聴取する仕組みを設けていること	・資料2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4）【R7.5.1現在】		
【評価手順】	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
<部局>	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
・教育課程に関して、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を本学の内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。	・資料2-2-4-01_授業アンケート結果【R7.5.1現在】		
※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。	・資料2-2-4-02_2024年度卒業(修了)時アンケート調査結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-03_卒業（修了）生アンケート【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-04_「企業・官公庁・学校からみたお茶の水女子大学の教育と就職活動」調査（令和5年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-05_教育実習に関するアンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-06_環境報告書2024【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-07_2024年度環境調査アンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-08_新入生の生活に関する調査報告書（令和7年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-09_学生懇談会における意見・質問事項・回答一覧（令和7年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告（令和7年度）【R7.5.1現在】		

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること 【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-2-4-11_プレミナール アンケート結果報告（令和7年度入試）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-12_図書館入試アンケート結果報告（令和7年度入試）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-13_新フンボルト入試入学者学年末アンケート（令和3～令和6年度入学生）【R7.5.1現在】		
<p>【分析項目2-2-5】 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・確認された自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。 ・自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。 ※外部者の意見とは、経営協議会等外部者の参画が中心となるものを想定。</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲		
<p>【分析項目2-2-6】 内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・分析項目2-2-5の手順を経た上で本学の内部質保証体制において承認された</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-6_実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証	再掲	

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること  
 【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規定上定められていることを確認する。	に関する基本方針【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲	
【分析項目2-2-7】 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること  【分析の手順】 <部局> ・内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-7-05_全学・部局別評価自己評価実施要項【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること  
【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
分析項目 2-2-4 で集められた意見をより広く教職員に周知すべき。もっと活用ができるはず。			

基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・大学の内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。 ※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。</p>	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）【R5年度以降】		
	・資料 2-3-1_計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）【R5～R6年度】		
	・資料 2-3-1-01_自己点検評価結果及び意見聴取結果における改善が必要と認められる事項について【R7.5.1現在】		
	・資料 2-3-1-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価の改善策及び実施計画について（報告）【R7.5.1現在】		
	・資料 2-3-1-03_令和5年度「教育」に関する内部質保証における改善策及び実施計画について（報告）【R7.5.1現在】		
<p>【分析項目 2-3-2】 内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・その取組の状況と効果的に機能していることを分析し、具体的に記述する。【例：学部・大学院の各委員会で確認を行っている場合はその資料・議事録等】</p>	・該当する報告書等【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	・資料 2-2-7-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料 2-2-7-03_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学学生支援に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料 2-2-7-04_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料 2-3-2-01_学修者主体のコンピテンシー育成支援の取り組み（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】		
	・資料 2-3-2-02_学生向けコンピテンシー育成支援システム（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】		
	・資料 2-3-2-03_新システム iPPuKUのご紹介と授業アンケート集計結果（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】		
【分析項目 2-3-3】	・該当する報告書等【前回認証評価以降（R5年度以降）】		

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること  
 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること  【評価手順】 <部局> ・その取組の状況と効果的に機能していることを分析し、具体的に記述する【例：学部・大学院の各委員会で確認を行っている場合はその資料・議事録等】	・資料2-2-4-01_授業アンケート結果について【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-02_2024年度卒業(修了)時アンケート調査結果【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-03_卒業(修了)生アンケート【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-04_「企業・官公庁・学校からみたお茶の水女子大学の教育と就職活動」調査(令和5年度)【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-05_教育実習に関するアンケート結果【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-3-3-01_成績評価に関する異議申し立てに関する申合せ事項【R7.5.1現在】		
	・資料2-3-3-02_学生からの成績評価に関する申立ての手続きや周知について【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-7-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価報告書(令和6年度)Ⅲ 関係者の意見	再掲	
	・資料2-2-7-03_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学学生支援に関する自己点検・評価報告書(令和6年度)Ⅲ 関係者の意見	再掲	
	・資料2-2-7-04_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学選抜に関する自己点検・評価報告書(令和6年度)Ⅲ 関係者の意見	再掲	
	・資料2-3-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学教育に関する意見聴取結果と活用状況について(令和5年度)【R6年度時点】		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	を添付文書とすることができる。【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	※ 該当なし		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること  <b>【評価手順】</b> <b>&lt;部局&gt;</b> ・第三者による検証、助言の概要と内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあることを分析し、具体的に記述する。	・ 第三者による検証結果等について【R5～R6年度】		
	・ 資料2-3-4_第三者による検証結果等について【R5～R6年度】		
	・ 該当する第三者による検証等の報告書【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	・ 資料2-3-4-01_令和5年度実施大学機関別認証評価評価報告書【R5～R6年度】		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <b>（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）</b>			
■ <b>基準を満たす</b>			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目 2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課
- ・分析項目 2-5-4～2-5-6：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 2-5-1】 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する。 ・その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。 ・特に教育研究上の指導能力については、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。 ※大学院の資格審査は様式に記載しなくてよい。 ※基幹教員制度を導入した場合は、基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する。</p>	<p>・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）【評価実施前年度から過去5年分（R2～R6年度）】</p>		
	<p>・資料2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）【R2～R6年度】</p>		
	<p>・明文化された規定類【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学教員選考規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学教員選考基準【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則 第6条、第7条【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学教員の任期の定めのある教員から任期の定めのない教員への移行に関する取扱い【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学教員人事会議規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-06_教員の採用・昇任基準、大学院担当資格の審査基準に関する申合せ【R7.5.1現在】</p>		
<p>・資料2-5-1-07_テニユア・トラック型任期付教員の移行審査についての申合せ（非公表）【R7.5.1現在】</p>			
<p>・資料2-5-1-08_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程教員資格審査内規（非公表）【R7.5.1現在】</p>			

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること 【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。） ・分析項目 2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課 ・分析項目 2-5-4～2-5-6：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-5-1-09_大学院担当資格の審査基準に関する申合せ【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-10_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」の研究業績評価基準に関する比較社会文化学専攻における算出点の詳細について【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-11_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」の教育実績の算出に関する人間発達科学専攻心理学コース・領域における項目追加【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-12_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻数学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-13_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻物理科学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-14_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻情報科学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料2-5-1-15_教員選考委員会報告（令和6年度事例）【R7.5.1現在】		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料2-5-1-15_教員選考委員会報告（令和6年度事例）【R7.5.1現在】	再掲	
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）【評価実施前年度（R6年度）】 ・資料2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-		

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】(表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。)

- ・分析項目2-5-1~2-5-3:副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当)、人事労務課
- ・分析項目2-5-4~2-5-6:副学長(教育改革・入試改革担当)、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>D) を組織的に実施していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・部局において実施するFDの実施内容・方法(教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等)及び実施状況(教員参加状況を含む。)を確認する。 ※教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないものについては、分析項目3-4-2において確認。</p>	4)【R6年度時点】		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する教員、職員の配置、当該授業科目を担当する教員以外の教員、TA等の教育補助者(指導補助者)について、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況を確認する。</p>	・教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5)【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5)【R7.5.1現在】		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-01_国立大学法人お茶の水女子大学事務組織規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-02_運営組織図【R7.5.1現在】		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-03_図書・情報課/情報基盤センター図【R7.5.1現在】		
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
	・資料2-5-5-04_TA配置状況について【R6年度時点】		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-6)【少なくとも評価実施前年度(R6年度)の状況】		
	・資料2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-6)【R6年度時点】		

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること 【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。） ・分析項目 2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課 ・分析項目 2-5-4～2-5-6：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【評価手順】</b> <b>&lt;部局&gt;</b> ・研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。 ※教員を除く教育補助者（指導補助者）に対しては必要な研修を行うものとする。 ※教育支援者に対する研修であっても、教育活動に関わる研修ではないものについては、分析項目 3-4-2 において確認。	・TA等の教育補助者に対するのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料2-5-6-01_お茶の水女子大学ティーチング・アシスタント取扱要項【R6年度時点】		
	・資料2-5-6-02_TAIに採用されたみなさまへ（書面研修送付状）【R6年度時点】		
	・資料2-5-6-03_TA（Teaching Assistant）の勤務を行う方へ【R6年度時点】		
	・資料2-5-6-04_TA業務を始めるにあたって（勤務説明）【R6年度時点】		
	・資料2-5-6-05_TA実施報告アンケート<TA>【R6年度時点】		
	・資料2-5-6-06_TA実施報告アンケート<教員>【R6年度時点】		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <b>（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）</b>			
■基準を満たす			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

・分析項目2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課

・分析項目2-5-4～2-5-6：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目4-1-6】 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。</p>	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）【R7.5.1現在】		
	・資料4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）【R7.5.1現在】		
	・資料4-1-6-01_学部・大学院の学習環境【R7.5.1現在】		
	・資料4-1-6-02_学習研究のための施設（キャンパスガイド2025 p.26-37抜粋）		
	・資料4-1-6-03_図書館利用案内【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること  
【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・部局独自の奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。</p>	<p>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）【R6年度時点】</p>		
	<p>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5-01_奨学金制度（大学案内抜粋）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-5-02_奨学金及び本学独自の奨学金一覧（大学ウェブサイト）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-5-03_学生相談（経済的相談）（キャンパスガイド2025 p.45-51抜粋）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-5-04_お茶の水女子大学ポータルサイト（インフォメーション【奨学金】）【R6年度時点】</p>		
	<p>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5-05_日本学生支援機構奨学金奨学生数（令和6年度）【R6年度時点】</p>		
	<p>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5-01_奨学金制度（大学案内抜粋）【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-5-02_奨学金及び本学独自の奨学金一覧（大学ウェブサイト）【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-5-06_国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金内規【R6年度時点】</p>		
<p>・資料4-2-5-07_国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金選考基</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	準【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-08_令和7年度お茶の水女子大学“みがかずば”奨学金（予約型奨学金）募集要項及びポスター【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-12_国立大学法人お茶の水女子大学お茶大SCCレジデント・アシスタント奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-13_国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-14_国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞選考基準【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-15_お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞（予約型奨学金）募集要項【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-16_国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-17_大学院予約型奨学金募集要項<文系分野><理系分野>令和7年度お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-18_国立大学法人お茶の水女子大学高田弘子奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-19_大学院奨学金募集要項令和6年度お茶の水女子大学高田弘子奨学金【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-20_国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金・桜蔭会国際交流奨励賞運営内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-21_国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金内規【R6年度時点】		

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
	・資料4-2-5-22_令和7年度国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金募集要項【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-23_国立大学法人お茶の水女子大学海外留学特別奨学金内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-24_国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-25_国立大学法人お茶の水女子大学富永ふみ教育基金運営内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-26_国立大学法人お茶の水女子大学育児支援奨学金内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-27_国立大学法人お茶の水女子大学宮島直美国際交流基金運営内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-28_国立大学法人お茶の水女子大学坂井満子育英奨学金内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-29_国立大学法人お茶の水女子大学奨学基金運営要項【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-31_本学独自の奨学金授与人数(大学概要2024 p.7抜粋)【R6年度時点】			
	・入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】			
	・資料2-1-2-01_お茶の水女子大学学則（43条、44条、45条）【R6年度時点】		再掲	
	・資料2-1-2-02_お茶の水女子大学大学院学則（47条）【R6年度時点】		再掲	
	・資料4-2-5-32_国立大学法人お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則【R6年度時点】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料4-2-5-33_入学料及び授業料の免除・徴収猶予制度について(大学ウェブサイト)【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-34_入学料及び授業料免除・徴収猶予制度利用実績(非公表)【R6年度時点】		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況(料金体系を含む。)が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
	・資料4-2-5-35_学生生活【学生宿舎】(キャンパスガイド2024 p.13 抜粋)【R6年度時点】		
	・資料2-1-2-01_お茶の水女子大学学則(61条)【R6年度時点】	再掲	
	・資料4-2-5-36_国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-37_国立大学法人お茶の水女子大学音羽館仮入寮取扱内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-38_国立大学法人お茶の水女子大学授業料その他の費用に関する規則【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-39_音羽館(学生宿舎)の概要及び入寮申請要項【R6年度時点】		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
	・資料4-2-5-40_学貸付金(大学ウェブサイト)【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-41_学貸付金利用実績(非公表)【R6年度時点】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること  
 【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
と。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">(各部署においてご判断ください)</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
分析項目4-2-5について、本研究科は独自奨学金として多様な奨学金制度を設けており、予約型奨学金、給付型奨学金制度も複数設置することにより、学生が学習に専念できる環境を充実させている。			
【改善を要する事項】			

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること  <b>【評価手順】</b> <b>&lt;部局&gt;</b> ・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ・特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか） ※公表は基準3-6で確認	・学生受入方針が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料5-1-1-02_大学院（博士前期課程）アドミッション・ポリシー【R7.5.1現在】		
	・資料5-1-1-03_大学院（博士後期課程）アドミッション・ポリシー【R7.5.1現在】		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること			再掲	備考
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】			
<p>[分析項目 5-2-1]</p> <p>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。</li> <li>・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。</li> <li>・実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5-2-1）【評価実施前年度（R6年度）】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1_入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5-2-1）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1-01_令和7年度高大連携特別選抜学生募集要項（非公表）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1-02_2025年度人間文化創成科学研究科（博士前期課程）学士・修士一貫教育トラック特別選抜内部推薦特別入試学生募集要項（非公表）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-1-3-10_国立大学法人お茶の水女子大学入学試験実施委員会規則【R6年度時点】</li> </ul>		再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-1-3-11_国立大学法人お茶の水女子大学学部入試実施部会規程【R6年度時点】</li> </ul>		再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学入試方法専門部会細則（非公表）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学入試問題専門部会細則（非公表）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料5-2-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学新フンボルト入試専門部会細則（非公表）【R6年度時点】</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-1-3-12_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程入試実施部会規程【R6年度時点】</li> </ul>		再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2-1-3-13_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程入試実施部会規程【R6年度時点】</li> </ul>		再掲	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等【評価実施前年度（R6年度）】</li> </ul>				

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
	・資料5-2-1-16_2025年度大学院博士前期課程8月入試実施要領（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-17_2025年度大学院博士前期課程9月入試実施要領（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-18_2025年度大学院博士前期課程2月入試実施要領（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-19_2025年度大学院博士後期課程9月入試実施要領（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-20_2025年度大学院博士後期課程3月入試実施要領（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-21_2024年8月実施生活工学共同専攻実施要領【東京会場】（非公表）【R6年度時点】			
	・資料5-2-1-22_2025年2月実施生活工学共同専攻実施要領【東京会場】（非公表）【R6年度時点】			
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）【評価実施前年度（R6年度）】			
	・資料5-2-1-24_大学院入試面接要領（非公表）【R6年度時点】			
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの【最新のもの】			
・資料5-2-1-27_令和7年度入学者選抜に関する変更の予告について（大学ウェブサイト）【R6年度時点】				
<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt;</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】			
	・資料2-1-3-10_国立大学法人お茶の水女子大学入学試験実施委員会規則【R6年度時点】	再掲		
	・資料2-1-3-11_国立大学法人お茶の水女子大学学部入試実施部会規程【R6年度時点】	再掲		

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
・部局における入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等 (改善のための情報収集等の取組を含む。)の状況を確認する。	・資料5-2-2-01_令和7年度入学試験実施状況の検証・報告について (入試実施部会記録)(非公表)【R6年度時点】		
	・資料5-2-2-02_令和7年度入試結果実施状況の検証・報告について (教育研究評議会記録)(非公表)【R6年度時点】		
	・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告(令和6年度)(非公表) 【R6年度時点】	再掲	
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等【少なくとも評価実施前 年度(R6年度)の状況】		
	・資料5-2-2-03_令和7年度入学者選抜に関する変更の予告について (令和5年度学部入試実施部会記録(第2回~第5回))(非公表) 【R6年度時点】		
	・資料5-2-1-27_令和7年度入学者選抜に関する変更の予告について (大学ウェブサイト)【R6年度時点】	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」とする。</p>	<p>・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2【評価実施年度から過去5年分（R3～R7年度）】</p>		
	<p>・自己点検・評価共通基礎データ様式【大学用】様式2【R6年度時点】</p>		
	<p>・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料5-3-1-01_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価における要改善事項への改善策及び実施計画について（報告）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料5-3-1-02_大学院構想についての全学説明会（FD）資料（非公表）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料5-3-1-03_博士（前期・後期）、ポスドク、研究員に向けての、就職情報やセミナー、ガイダンス、交流会（大学HP）【R6年度時点】</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること  <b>【評価手順】</b> <b>&lt;部局&gt;</b> ・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること ※公表は基準3-6で確認	・策定された学位授与方針【R7.5.1現在】  ・資料6-1-1-02_大学院課程ディプロマ・ポリシー【R7.5.1現在】		
	<b>【特記事項】</b> ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。  ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)			
<b>■基準を満たす</b>			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【改善を要する事項】			

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教育課程方針において、分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する ※公表は基準 3-6 で確認。</p>	<p>・策定された教育課程方針【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-2-1-02_大学院課程カリキュラム・ポリシー【R7.5.1現在】</p>		
	<p>【分析項目 6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認 できるだけ整合性を有していることを確認する。 ※公表は基準 3-6 で確認。</p>	<p>・策定された教育課程方針及び学位授与方針【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-2-1-02_大学院課程カリキュラム・ポリシー【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-1-1-02_大学院課程ディプロマ・ポリシー【R7.5.1現在】</p>	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<a href="#">(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</a></p>			
<p>■基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目 6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的が確保されていることを確認する。 ・教育課程の体系的については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリグ等を用いて確認する。</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】（備考：別表第2）	再掲	
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリグ等）【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-1-06_大学院課程カリキュラムツリー（大学ウェブサイト）【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-1-08_令和7年度履修ガイド（大学院）（カラーコードナンバリグ）（p.45～46、49～59）【R7.5.1現在】		
<p>[分析項目 6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ・授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合（このような外部評価が行われている場合は、基準2-3の分析において付記することができる。） ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合</p>	・分野別第三者評価の結果【前回認証評価（R5年度）以降】		
	※ 該当なし。		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】	再掲	
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料【前回認証評価（R5年度）以降】		
	※ 該当なし		
	・シラバス【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-2-01_令和7年度シラバス【R7.5.1現在】		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料【R7.5.1現在】			
・資料6-3-2-02_全学・部局別評価自己評価実施要項（令和5年6月）【R7.5.1現在】			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 6-3-3】 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。</p>	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】（備考：第16条、第17条）	再掲	
	・資料6-3-3-04_他の大学の大学院における単位認定について取り決めを行った事例【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-3-05_他の大学の大学院における既修得単位を単位認定した事例【R7.5.1現在】		
<p>【分析項目 6-3-4】 大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局（大学院）&gt; ・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、TA・RAとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 ※学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合は同様に確認する。 ※研究指導体制と論文指導体制が異なる場合は、それぞれの体制も確認する。</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】（備考：第21条、第22条）	再掲	
	・資料6-3-4-01_お茶の水女子大学大学院研究指導計画書に関する申合せ【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-4-02_大学院人間文化創成科学研究科【標準的】研究指導スケジュール【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-4-03_令和7年度履修ガイド（大学院）（大学院の教育課程）（p.20～22）【R7.5.1現在】		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-4-01_お茶の水女子大学大学院研究指導計画書に関する申合せ【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-3-4-02_大学院人間文化創成科学研究科【標準的】研究指導スケジュール【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-3-4-03_令和7年度履修ガイド（大学院）（大学院の教育課程）（p.20～22）【R7.5.1現在】	再掲	
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】		

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
	・資料6-3-4-04_令和6(2024)年度「お茶の水女子大学大学院生国際学会発表支援」の公募について【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-05_2024(令和6)年度「若手研究者支援」(海外調査研究・国際学会発表)公募【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-06_2024(令和6)年度「若手研究者支援」(国際学会発表)募集要項【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-07_令和6(2024)年度「お茶の水女子大学大学院生研究補助金」の公募について(本学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】			
	・資料6-3-4-08_奈良女子大学・お茶の水女子大学大学院生活工学共同専攻設置の趣旨等を記載した書類【R6年度時点】(備考:p.16~26)			
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】			
	・資料6-3-4-09_お茶の水女子大学アカデミック・エシックス(令和6年度履修ガイドp.45抜粋)【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-10_研究倫理(大学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-11_国立大学法人お茶の水女子大学研究者等行動規範【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-12_国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-13_研究不正行為防止ハンドブック【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-14_人文社会科学研究の倫理審査委員会【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-15_生物医学的研究の倫理審査委員会【R6年度時点】			
	・資料6-3-4-16_研究倫理教育のためのe-learningプログラム受講手			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	順 (APRIN eラーニングプログラム受講者マニュアル) 【R6年度時点】		
	・6-3-4-17_研究不正防止及び情報セキュリティに関する研修会について【R6年度時点】		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料【評価実施前年度 (R6年度)】		
	・資料2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5)【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-5-04_TA配置状況について【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-6-01_お茶の水女子大学ティーチング・アシスタント取扱要項【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-6-02_TAに採用されたみなさまへ(書面研修送付状)【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-6-03_TA (Teaching Assistant) の勤務を行う方へ【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-6-04_TA業務を始めるにあたって(勤務説明)【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-5-6-05_TA実施報告アンケート<TA>【R6年度時点】	再掲	
・資料2-5-6-06_TA実施報告アンケート<教員>【R6年度時点】	再掲		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ	再掲	備考

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	【対象期間・年度】		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<a href="#">(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</a></p>			
<p>■基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p></p>			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目 6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。</p>	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）【R7.5.1現在】		
	・資料6-4-1-01_2025年度教務関係行事日程【R7.5.1現在】		
	・資料6-4-1-02_令和7年度教務カレンダー【教員用】【非公表】 【R7.5.1現在】		
<p>[分析項目 6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。</p>	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）【R7.5.1現在】		
	・資料6-4-1-01_2025年度教務関係行事日程【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-4-1-02_令和7年度教務カレンダー【教員用】【非公表】 【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-4-2-02_令和7年度履修ガイド(大学院)(授業)(p.26~p.29) 【R7.5.1現在】		
	・資料6-4-2-03_時間割事例(2025年度・前期コア科目文理融合リベラルアーツ)【R7.5.1現在】		
	・シラバス【R7.5.1現在】		
<p>[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教</p>	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料【R7.5.1現在】		
	・資料6-3-2-01_令和7年度シラバス【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-4-3-02_令和7年度履修ガイド(大学院)【R7.5.1現在】	再掲	

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。</li> <li>・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。</li> <li>・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。</li> </ul>			
<p>【分析項目 6-4-4】 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。</li> <li>・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。</li> <li>※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能</li> <li>※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析</li> <li>※基幹教員制度を導入した場合は、所要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認する。</li> </ul>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料6-4-4_教育上主要と認める授業科目（領域6別紙様式 6-4-4）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・シラバス【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料6-3-2-01_令和7年度シラバス【R7.5.1現在】</p>	再掲	
<p>【分析項目 6-4-5】 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】</p>	再掲	

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【評価手順】</b> <部局（大学院）> ・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 ※夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っていない場合は、分析は不要。			
【分析項目 6-4-6】 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  <b>【評価手順】</b> <部局> ・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 ※夜間において授業を実施していない場合は、分析は不要。	・実施している配慮が確認できる資料【R7.5.1現在】  ・資料6-4-6_大学院人間発達科学専攻 保育・児童学 時間割【R7.5.1現在】		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <b>（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）</b>			
<b>■基準を満たす</b>			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目 6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること  <b>【評価手順】</b> <部局> ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-1_履修指導の実施状況（領域 6 別紙様式 6-5-1）【R6年度時点】		
[分析項目 6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること  <b>【評価手順】</b> <部局> ・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。	・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-2_学習相談の実施状況（領域 6 別紙様式 6-5-2）【R6年度時点】		
[分析項目 6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること  <b>【評価手順】</b> <部局> ・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（領域 6 別紙様式 6-5-3）【R6年度時点】		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-3-01_インターンシップ（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料6-5-3-02_R6年度インターンシップリスト【R6年度時点】		
	・資料6-5-3-03_R6年度大学応募のインターンシップ申込者数【R6年度時点】		
	・資料6-5-3-04_R5年度大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査_調査票【R6年度時点】		
	・資料6-5-3-05 EDIプログラムグローバルインターンシップ説明会のお知らせ【R6年度時点】		
	・資料6-5-3-06 EDIプログラムグローバルインターンシップ成果報告会（実施報告）（令和6年度）【R6年度時点】		
<p>【分析項目 6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-4_履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（領域 6 別紙様式 6-5-4）【R6年度時点】		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-5-4-01_留学生日本語学習支援・交流室における支援（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・資料6-5-4-02_留学生教育（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所【R7.5.1 現在】		
	・資料6-5-4-03_シラバス 外国人留学生特別科目の事例【R7.5.1 現在】		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料【実施状況について、評価実施前年度の状況（R6年度）】		
・資料6-5-4-04_障害者支援（令和6年度）（教育情報の公開）【R6年度時点】			

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料6-5-4-05_障害学生支援相談窓口(キャンパスガイド2024 p. 39 抜粋)		
	・6-5-4-06_障害者支援(令和6年度)(授業支援と授業以外の支援) 【R6年度時点】		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
	・資料6-5-4-01_留学生日本語学習支援・交流室における支援(大学ウェブサイト)【R6年度時点】	再掲	
	・資料6-5-4-02_留学生教育(大学ウェブサイト)【R6年度時点】	再掲	
	・資料6-5-4-07_2025年度特設日本語・日本語・日本事情演習受講者人数【R6年度時点】		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
	・資料6-5-4-07_2025年度特設日本語・日本語・日本事情演習受講者人数【R6年度時点】	再掲	
<p>【分析項目 6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・提供された機会を利用して、正規学生が海外で学習していることを確認する。</p>	・国内学生海外派遣実績(別紙様式 6-5-5)【評価実施前年度から過去3年分(R4~6年度)】		
	・資料6-5-5_国内学生海外派遣実績(領域6別紙様式 6-5-5) 【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-01_大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生募集要項(2022~2024年度)【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-02_国際学生フォーラム報告書(2022~2024年度)【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-03_日本語教育実習・韓国語短期研修パンフレット(2022~2024年度)【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-04_マギル大学短期研修(2022~2024年度)【R6年度時点】		

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料6-5-5-05_チェンマイ大学研修（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-06_ニューサウスウェールズ大学研修（海外日本語教育実習報告書）（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-07_グローバルリーダーシップ実習（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-08_日韓3女子大学シンポジウム（2022、2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-09_ゴンザガ大学スタディツアー（2022年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-10_ハル大学短期研修（2023～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-11_梨花女子大学短期研修（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-12_ロンドン大学東洋・アフリカ研究学院（SOAS）短期研修【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-13_フランス語研修（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-14_研究留学：海外共同研究による物理・情報系女子グローバル研究者育成プログラム（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-15_マンチェスター大学短期研修（2023～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-16_開南大学短期研修（2023～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-17_アジア工科大学院大学との交換派遣プログラム（2023～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-18_院生派遣プログラム：ノルウェー調査（2022～2024年度）【R6年度時点】		

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料6-5-5-19_「国際共生社会論実習」ブータンスタディツアー（2022～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-20_2024年度グローバル協力センタースタディツアー（カンボジア、ブータン）JASSO計画書【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-21_ウィーン工科大学短期研修（2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-22_カモーンソンカレッジ短期研修（2023～2024年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-23_シドニー工科大学短期研修（2023年度）【R6年度時点】		
	・資料6-5-5-24_建国大学校短期研修（2024年度）【R6年度時点】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。[\(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください\)](#)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】



基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			再掲	備考
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】			
<p>[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。 ※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される。 ※学習成果の評価の方針は分析項目6-2-1で確認。</p>	<p>・成績評価基準【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-6-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学GPA制度に関する要項【R7.5.1現在】</p> <p>・資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則（備考：第24条）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-6-1-04_令和7年度履修ガイド（大学院）（学修成果）（p.43～45）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-6-1-05_functional GPA【R7.5.1現在】</p>		再掲	
<p>[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。</p>	<p>・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所【R7.5.1現在】</p> <p>・資料6-6-1-04_令和7年度履修ガイド（大学院）（学修成果）（p.43～45）</p>		再掲	
<p>[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなって</p>	<p>・成績評価の分布表【評価実施前年度（R6年度）】</p> <p>・資料6-6-3-01_成績評価の分布表【R6年度時点】</p> <p>・成績評価分布等のデータに関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料【評価実施前年度（R6年度）】</p> <p>・資料6-6-3-02_令和7年度第12回学務部会議事録</p> <p>・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p> <p>・資料6-6-1-02_令和7年度第12回学務部会議事録【R6年度時点】</p> <p>・資料6-6-1-03_令和7年度履修ガイド（大学院）（学修成果）（p.43～45）</p>		再掲	再掲

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>いることを確認する。</p> <p>※成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認。</p> <p>※45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認。</p>	・資料6-6-1-05_functional GPA【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-6-3-03_functional GPA（教学IR・教育開発・学修支援センターウェブサイト）【R6年度時点】		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料【R7.5.1現在】		
	・資料6-6-3-04_個人指導が中心となる授業科目の成績評価の客観性を担保するための申合せ【R7.5.1現在】		
<p>[分析項目 6-6-4]</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p> <p>【評価手順】</p> <p>&lt;部局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。</li> <li>申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。</li> <li>成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。</li> </ul>	・資料6-6-3-05_シラバス記載に関するガイドライン2024【R7.5.1現在】		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料【R7.5.1現在】		
	・資料2-3-3-01_成績評価に関する異議申し立てに関する申合せ事項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-3-3-02_学生からの成績評価に関する申立ての手続きや周知について【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-6-4-01_成績評価に関する異議申し立て方法の学生への周知（学生ポータルサイト）【R7.5.1現在】		
	・資料6-6-4-02_学生からの成績評価に関する申立て件数及び対応等【R7.5.1現在】		
	・資料6-6-4-03_履修授業関係「成績に関する問い合わせ」（本学ウェブサイト）【R7.5.1現在】		
	・資料6-6-4-04_成績異議申し立て【注意事項】【R7.5.1現在】		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-6-4-02_学生からの成績評価に関する申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ【R6年度時点】	再掲	
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類【R7.5.1現在】			

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	在]		
	・資料6-6-4-05 国立大学法人お茶の水女子大学法人文書管理規則 (別表第1 教務に関する事項)【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 6-7-1】 大学の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業又は修了の要件を定めた規定【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則（備考：第21～27条）【R7.5.1現在】</li> </ul>	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】（備考：第26条）</li> </ul>	再掲	
<p>【分析項目 6-7-2】 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局（大学院）&gt; ・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則（備考：第21～27条）【R7.5.1現在】</li> </ul>	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-7-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学学位規則【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-3-4-03_令和7年度履修ガイド（大学院）（大学院の教育課程）（p.20～22）</li> </ul>	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-7-2-02_令和7年度履修ガイド（大学院）（学位論文）（p.23～24）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-7-2-03_修士論文の評価基準【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-7-2-04_博士論文の評価基準【R7.5.1現在】</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料【R7.5.1現在】</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則【R7.5.1現在】（備考：第26条）</li> </ul>	再掲		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料1-3-2-01_お茶の水女子大学教授会規則【R7.5.1現在】（備考：第4条）	再掲	
<p>【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。</p>	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所【R7.5.1現在】		
	・資料6-7-3-03_令和7年度履修ガイド（大学院生）（Ⅱ 履修概要）（p.20～72）		
	・資料6-7-3-04_教育情報の公表（令和7年度5月現在）（大学ウェブサイト）		
	・資料6-7-3-09_お茶大なんでもQ&A（カリキュラム・資格について）【R7.5.1現在】		
	・資料6-7-3-10_オリエンテーション等関連資料【R7.5.1現在】		
<p>【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ≪学士課程≫ ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ≪大学院課程≫ ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりに実施されていることを確認する。</p>	・教授会等での審議状況等の資料【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-7-4-04_令和6年度研究科代議員会議事録【R6年度時点】		
	・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等【R7.5.1現在】		
	・資料6-7-2-02_修士論文の評価基準【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-7-2-03_博士論文の評価基準【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料6-7-4-05_【修士論文】審査手続等に関する資料		
	・資料6-7-4-06_【課程博士】審査手続等に関する資料		
	・資料6-7-4-07_【論文博士】審査手続等に関する資料		
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料6-7-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学学位規則（備考：第11条）	再掲	
	・資料6-7-2-03_修士論文の評価基準【R6年度時点】	再掲	
	・資料6-7-2-04_博士論文の評価基準【R6年度時点】	再掲	

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料6-7-4-08_博士論文 の評価基準【R6年度時点】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <a href="#">(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</a>			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目 6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・学部、研究科ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 ・大学の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。</p>	<p>・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6-8-1）【評価実施前年度から過去5年分（R2～6年度）】</p>		
	<p>・資料6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（領域6別紙様式 6-8-1）</p>		
	<p>・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6-8-1）【評価実施前年度から過去5年分（R2～6年度）】</p>		
	<p>・資料6-8-1_「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（領域6別紙様式 6-8-1）</p>		
	<p>・資格の取得者数が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料6-8-1-01_資格取得の状況（本学ウェブサイト）</p>		
	<p>・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度の状況（R6年度）】</p>		
<p>[分析項目 6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則した状況にあること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。</p>	<p>・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）【評価実施前年度から過去5年分（R2～6年度）】</p>		
	<p>・資料6-8-2_就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（領域6別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）</p>		
	<p>・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料6-8-2-01_令和6年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）</p> <p>・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）【少なくとも評価実施前年度の状況（R6年度）】</p>		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料6-8-2-02_卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）【R6年度時点】</li> </ul>		
<p>[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料【前回認証評価以降（R5年度以降）】</li> <li>資料2-2-4-02_2024年度卒業（修了）時アンケート調査結果【R6年度】</li> </ul>	再掲	
<p>[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料【前回認証評価以降（R5年度以降）】</li> <li>資料2-2-4-03_卒業（修了）生アンケート【R7.5.1現在】</li> </ul>	再掲	
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> <p>【評価手順】 &lt;部局&gt; ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料【前回認証評価以降（R5年度以降）】</li> <li>資料2-2-4-04_「企業・官公庁・学校からみたお茶の水女子大学の教育と就職活動」調査（令和5年度）【R6年度時点】</li> </ul>	再掲	
<p>[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること</p> <p>【評価手順】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】</li> <li>資料3-3-2_教育の国際化を推進する組織一覧【R6年度時点】</li> <li>資料6-8-2-01_令和6年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）【R6年度時点】</li> </ul>	再掲	再掲

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>&lt;部局&gt; ・教育の国際化の取組の目的及び実施の状況並びにその結果としての学生の進路状況等を確認する。</p>	・資料6-8-6-01_2023年度派遣部門報告書（国際教育センター）【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-02 お茶の水女子大学海外交換留学派遣生留学報告書2023【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-03_2024年度春季短期研修報告書【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-04_2024年度夏季短期研修報告書【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-05_第11回国際学生フォーラム（報告書）【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-06_世界女性学長サミット:英語プレゼンテーション【R6年度時点】		
	・資料6-8-6-07 EDIプログラム活動報告（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（ <a href="#">主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください</a> ）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考